

議案第 5 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 8 月 5 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の制定に伴い、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料について規定するとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 25 年法律第 28 号）により住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付に係る手数料の規定を削るため、君津市手数料徴収条例（平成 12 年君津市条例第 5 号）の一部を改正しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 君津市手数料徴収条例（平成12年君津市条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中48の項を49の項とし、45の項から47の項までを1項ずつ繰り下げ、44の項の次に次のように加える。

45 個人番号の通知カードの再交付	500円
-------------------	------

第2条 君津市手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

別表第2の44の項及び45の項を次のように改める。

44 個人番号の通知カードの再交付	500円
45 個人番号カードの再交付	800円

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

君津市手数料徴収条例新旧対照表

改正案	現 行																										
<p>第1条による改正</p> <p>別表第2（第2条）</p> <table border="1" data-bbox="176 363 1095 746"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～44 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45 個人番号の通知カードの再 交付</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>46 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>49 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	手数料を徴収する事務	金額	1～44 省略		45 個人番号の通知カードの再 交付	500円	46 省略		47 省略		48 省略		49 省略		<p>別表第2（第2条）</p> <table border="1" data-bbox="1149 363 2067 746"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～44 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>45 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>46 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>47 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>48 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	手数料を徴収する事務	金額	1～44 省略		45 省略		46 省略		47 省略		48 省略	
手数料を徴収する事務	金額																										
1～44 省略																											
45 個人番号の通知カードの再 交付	500円																										
46 省略																											
47 省略																											
48 省略																											
49 省略																											
手数料を徴収する事務	金額																										
1～44 省略																											
45 省略																											
46 省略																											
47 省略																											
48 省略																											
<p>第2条による改正</p> <p>別表第2（第2条）</p> <table border="1" data-bbox="176 967 1095 1326"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～43 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>44 個人番号の通知カードの再 交付</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>45 個人番号カードの再交付</td> <td>800円</td> </tr> <tr> <td>46～49 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	手数料を徴収する事務	金額	1～43 省略		44 個人番号の通知カードの再 交付	500円	45 個人番号カードの再交付	800円	46～49 省略		<p>別表第2（第2条）</p> <table border="1" data-bbox="1149 967 2067 1326"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～43 省略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>44 住民基本台帳カードの交付</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>45 個人番号の通知カードの再 交付</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>46～49 省略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 省略</p>	手数料を徴収する事務	金額	1～43 省略		44 住民基本台帳カードの交付	500円	45 個人番号の通知カードの再 交付	500円	46～49 省略							
手数料を徴収する事務	金額																										
1～43 省略																											
44 個人番号の通知カードの再 交付	500円																										
45 個人番号カードの再交付	800円																										
46～49 省略																											
手数料を徴収する事務	金額																										
1～43 省略																											
44 住民基本台帳カードの交付	500円																										
45 個人番号の通知カードの再 交付	500円																										
46～49 省略																											

